

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成三年通商産業省令第四十九号)

改 正 案	現 行
<p>第七条 輸出令別表第一の八の項の通商産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一・二(略)</p> <p>三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品(次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ デジタル電子計算機であつて、複合理論性能(別表第一の中欄に掲げる電子計算機の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。以下この条及び第十四条において同じ。)(が一秒につき七五)メガ演算を超えるもの</p> <p>ハ デジタル電子計算機であつて、複合理論性能が一秒につき一八)メガ演算超七五)メガ演算以下のもの</p>	<p>第七条 輸出令別表第一の八の項の通商産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一・二(略)</p> <p>三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品(次のトからリまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ デジタル電子計算機であつて、複合理論性能(別表第一の中欄に掲げる電子計算機の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。以下この条及び第十四条において同じ。)(が一秒につき六)五)メガ演算を超えるもの</p>
<p>二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、複合理論性能が一秒につき七五)メガ演算を超えるもの</p> <p>ホ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、複合理論性能が一秒につき二八)メガ演算超七五)メガ演算以下になるもの</p> <p>ヘ グラフィックアクセラレータであつて、三次元ベクトル生成速度が一秒につき二〇〇、〇〇〇、〇〇〇ベクトルを超えるもの</p> <p>エー二) (略)</p> <p>四 (略)</p>	<p>ハ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、複合理論性能が一秒につき六)五)メガ演算を超えるもの</p> <p>二 デジタル電子計算機の機能を向上するものであつて、三次元ベクトル生成速度が一秒につき三)〇〇〇、〇〇〇ベクトルを超えるもの</p> <p>ホ)リ) (略)</p> <p>四 (略)</p>